



安心の広場 くまもと

NPO 法人成年後見安心サポートネット熊本

理事長 土森 武典

〒860-0847 熊本市中央区上林町1番28号

上通センタービル 305号

Tel : 096-288-3292

Fax : 096-288-3293

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~koukenk8/>

Email : anshin-snk@aiores.ocn.ne.jp

地域後見の実現を目指して

NPO 法人成年後見安心サポートネット熊本

理事長 土森 武典



当法人の活動も
いよいよ
第三事業

年度に入り、そろそろグループの兄貴分法人である安心サポートネット福岡の庇護の下から脱皮し、独り立ちをしなければならぬ時期にさしかかって参りました。熊本の会員一同、一致団結して高齢者・障害者の福祉の向上にいささかなりとも貢献したいとの思いを胸に毎日の活動に邁進しているところです。

特に今年度当法人は、地域後見の実現を目指す安心サポートネット・グループの一員として、次の4項目を柱とする「安心サポートネット文化」の確立に配慮し、相手の立場に立つてスピーディーに活動することにより地域住民の信頼を得よう努めていきたいと考えています。

- ① 礼節を重んじる。
- ② 相手を思いやり、相互に助け合う。
- ③ 地域で助け合い活動ができる人材を育てる。
- ④ 地域住民に対するサービスはスピード感をもって行う。

ところで、厚生労働省は平成二十三年六月の通常国会に「介護サービスの基準強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」を提出し、その中で老人福祉法第三十二条の二の規定を新たに追加いたしました。

老人福祉法第三十二条は「市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があるときは、後見開始等の審判の請求をすることができ、」という市町村長申立ての規定ですが、新たに市町村に対し「前記審判の請求の円滑な実施に資するよう後見等に係る体制整備等必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という第三

十二条の二の規定が新たに追加され、平成二十四年四月一日から施行されました。この法改正によって、各市町村では市民後見人の育成に努力しなければならぬことになったところですが、実は厚生労働省は平成二十三年度予算から「市民後見推進事業」という事業を創設し、国の一〇分の一〇の補助ということで既に事業としては実施に移されてきました。熊本県では、平成二十三年度山鹿市と水俣市がこの補助金を使って市民後見人育成研修を始めていますし、平成二十四年度は玉名市と湯前町の二団体が新たに当該事業に取り組むことになっていきます。

このように成年後見制度を取り巻く環境は大きく変化し、私達安心サポートネット・グループが目指す「判断能力の不十分な高齢者や障害者の皆さんが、何時でも、どこでも、容易に成年後見制度を利用して、安心して生活を送ることができるよう」という地域後見の実現という目標が、より現実的なものになりつつあることを実感するところです。

しかし、市民後見人育成研修が修了し、裁判所への名簿登録が終わっただけでその後の市民後見人による後見事務が迅速・適正に執行されるかというところはいきません。そこで、「市民後見推進事業」の実施要綱でも研修の次は市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築が必要なることを指摘しています。

このような状況変化の下、当法人としても平成二十四年度の重点目標としては、前年度の「事件受託拡大と処理能力の向上」に加え「市民後見人の指導監督ができる人材の育成」を新たに掲げて事業の展開を図っているところとす。具体的には、毎月一回開催している熊本版後見実務研究会について、これまでは福岡の森山理事長や会員弁護士等によっていただいた協議問題の検討を中心にして会員の後見マインドの涵養等に努めてきたところですが、今年度は森山理事長が新たに執筆しておられる「当法人におけ

る後見実務と指導監督システム指針」の修得を中心にしたものにシフトした内容で会員の後見実務の実力向上に努めているところです。

援を行っておられるところ
です。
私達安心サポートネット熊本でも、上記システム指針を早く完全にマスターして、新しい公共の概念の下、熊本県下の市町村でも今後更に広がりを見せていくであろう市民後見人育成研修等の支援ができるよう精進していく所存です。



市民後見推進事業による市民後見人の誕生 新しい時代に対応するためには！

特定非営利活動法人高齢者・
障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰

二十二年四月「アークホテル熊本」において安心サポートネット熊本の創立総会が盛会裡に開催された。このことが、今でも走馬灯のように思い出されるが、光陰矢の如しで、あっという間に三年間が経過した。

及び支援者の皆さんが、「住民の皆さんへの貢献第一」を心がけて、日々御尽力をいただいた賜物であると、心から敬意と謝意を表したい。

また、二十二年末には、安心サポートネット福岡と同熊本間では、「安心サポートネット・グループ」が結成され、協定書も締結されて、両者の結びつきは強固で、不動なものとなった。

安心サポートネット福岡から同熊本に対し、①事

業実施に必要な専門的知識、技能及びノウハウの提供、

② 専門家派遣による業務指導等の方策が講じられる一方、他方、熊本では、福岡の後見人実務研究会（毎月開催）に常時数名の幹部会員が出席し、その成果を熊本に持ち帰って、熊本の後見人実務研の教材に活用したり、福岡のプロジェクト・チームの研究会に参加したりして、技能及びノウハウの吸収に積極的に取り組んでいた。

このように、安心サポート・グループ全体でお互いに密接に連携して、協力し合ったことも、安心サポート熊本の円滑な事業運営に役立った要因の大きな一つだったと思う。

このような安心サポート・グループの結束と協調の象徴が、昨年九月一五日福岡のプロジェクト・チーム「歩こう会」が主催した「福岡・熊本合同親睦会」だったと思う。

参加者は熊本から十五名、福岡から二十二名、催し物は、昼はバーベキュー大会、某邸の庭に設置された五台

のバーベキューイキ・セットに籠から解き放たれた鳥のように、活き活きと群がり、豊富に用意された肉類、魚類、野菜・果物を口一杯に頬張って、愉快に談笑するという賑々しさだった。

その後が日本舞踊会、舞台は一〇畳の床の間、観客席は居間、熊本からは家人夫妻が、優美で品格を感じさせる舞踊を四曲披露、福岡からは南会員が女形で、妖艶な舞踊を三曲披露。観客はその美しさに魅了され、深い感銘を受け、拍手喝采をした。これこそが福岡と熊本の息が、ぴたりと合った瞬間だと思った。

ところで、創立時から三年が経過する間に、安心サポート熊本を取り巻く環境が大きく変化した。厚労省は二十三年度事業で市民後見推進事業を創設。市民後見人の養成と活用を支援する事業をスタートさせ、老人福祉法を改正して、この後見人の養成と活用を市町村の責務とした。そのため、創立後この三年間は、「後見人の受任、指導及び育成」を事業目的とする法人は、

熊本県下では唯一安心サポート熊本だけだったが、今後は各市町村で市民後見養成推進事業が実施され、市民後見人が多数誕生することとなった。

市民後見人の活動は、未知の分野に属するから、後発組の市民後見人は、先発の安心サポート熊本を注目し、お手本とするだろう。今年度市民後見人養成研修を実施した玉名市でも、市民後見人候補の人達は、安心サポート熊本をお手本とする可能性がある。

そうなると、お手本の質が高ければ、高いほど、後発の見習う市民後見人の質も高くなるだろう。逆に、悪ければ、見習う方の質も悪くなる。この意味で、先発の安心サポート熊本の果たす役割は重大である。そこで、安心サポート熊本に期待することは、従前にも増して、使命感と倫理観を柱とする「後見マインド」の涵養と処理能力の向上に努めて、地域の皆さんから「信頼される市民後見人」としての確乎たる評価と賞賛を得ることである。是非とも

総代会報告

会員全員の力を結集して実現して欲しいと思う。



平成二十四年四月二十八日午後三時
「熊本交通センター」

ホテル」で正会員四十二名出席のもと、第二回通常総会が開催されました。

総会では①「平成二十三年度事業報告について」②「平成二十四年度事業計画」案について③「プロジェクトチームの課題と編成」案についての三議案が、選出された岩瀬議長の議事進行のもと、熱心な討議を経て全議案とも原案通り可決されました。

平成二十三年度事業報告

平成二十三年度は「事件受託拡大」策については、所期の目的を十分には達成できなかったものの、「処理能力の向

上」策については、活発な研究会活動等によってある程度の成果は得られたものと評価できます。

☆総括

当法人は、その設立の目的である「成年後見制度の活性化」を実現するために、設立初年度である平成二十三年度の重点目標を①「事件受託拡大と処理能力の向上」、②「地域後見の推進」と設定し、当法人の三つの活動指針（個人の尊厳の保持と自立の支援という福祉の基本理念に基づく活動、ボランティアを視野に入れた非営利として活動、各専門家のネットワークを活用した活動）をキーコンセプトとして、強い使命感を持って積極的に各事業を推進しました。

その結果、重点目標として掲げた「事件受託拡大と処理能力の向上」の方策のうち、前者の「事件受託拡大」策は、安心サポートネット福岡が新たに「市民後見推進事業」を筑紫野市から受託する等当法人に対し十分な協力体制を採ることができないまま推移した事情もあって、所期の目的を十分に達成することができ

ませんでした。しかし、その中核を担った事件受託拡大チームの構成員は事件処理を通じてかなりの知識とノウハウを

取得することができたことは特筆に値します。後者の「処理能力の向上」策については、活発な研究会活動等によりある程度の成果は得られたのではないかと思えます。しかし、まだまだ研究活動は初歩的なレベルですので、継続してより効果的な研究活動が行われる必要があります。

また、「地域後見の推進」の施策は目標とした玉名地域での後見実務研究会の立上げが実現するとともに、玉名市から施設を便宜供与いただき「成年後見相談会」も定期的開催できるようになりましたので、ある程度の地歩固めができたのではないかと考えます。

☆事業収入状況

当法人の財政の安定度を示す当期の収入総額は三百三十七万四千円余で、前年度と比較すると0.8%の増と微増にとどまりました。各収入区分ごとの状況をみると、「寄付金収入」が全体の六割近い割合を占めるといふ不安定な収

入構造になっていきますので、事件受託収入比率のなお一層のアップが求められます。

☆安心サポートネットグループ効果

当法人と安心サポートネット福岡とは、平成二十二年十二月に安心サポートネット協定書を締結し、安心サポートネットグループを形成し一体として事業展開を図っていくことになりましたが、当法人としては今年度も福岡から事件受託の指導、ノウハウの伝授、後見実務研究会のから等全面的な支援の下、円滑適正に各種事業を遂行することができました。

また、プロジェクトチームの活動では、当法人のチームリーダーが福岡の各チームリーダーに研究会運営にあたってのノウハウ等を学ぶとともに「ホームページ等による啓発宣伝推進チーム」は福岡のメンバーと一緒に相談会での説明資料の共同研究やホームページのあり方等について検討を行うなど、安心サポートネットグループとしての共同作業の端緒を掴むことができました。

平成二十四年度事業計画

平成二十四年度における重点目標は、二十三年度の事業推進の結果と地域住民のニーズ並びに成年後見制度を取り巻く環境の変化を踏まえ「市民後見人の指導監督ができる人材の育成」と「事件受託拡大と処理能力の向上」とし、その達成に全力を傾注するとともに、「地域後見の推進」を副次的な重点目標として、長期的視野でその実現を図ることとしました。

（一）市民後見人の指導監督ができる人材の育成

後見実務研究会を「後見実務と指導監督システム指針」の修得中心にシフト

- ① 事件受託拡大チームによる活動の強化
- ② 「後見実務と指導監督システム指針」に基づく処理の強化
- ③ 後見実務研究会の活性化
- （三）「地域後見」の推進
- ① 地域助合いを目的とする

諸団体との連携

②地域ごとの成年後見制度に関する研究会等の設立支援等

④その他の課題

①賛助会員の確保

②後見事務指導監督研究会の設置

本年度役員の方々

- 理事長 土森 武典
- 理事 森山 彰
- 理事 宮田 房之
- 理事 大見 成一
- 理事 猿渡 純雄
- 理事 田中 勝子
- 理事 種子田 司
- 理事 松田 留美子
- 理事 村上 泰幸
- 監事 家人 正樹
- 監事 北本 節代
- 監事 山本 直

事件受託事業

事件受託状況は別掲「事件処理表」のとおりです。事件受託件数は平成二十三年度に比較し、法定後見開始申立支援受託件数が減少しています。また、後見人等の受任に関して累計で十一名です。



安心サポートネット・グループ事件処理表 平成 25 年度 1 月末日現在

	本部受託				本部会員受託		筑紫出張所受託				NPO熊本受託				熊本会員受託		合計		
	本部処理		会員配分		既済	未済	所処理		会員配分		所処理		会員配分		既済	未済	既済	未済	計
	既済	未済	既済	未済			既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済					
遺産分割協議					1	1		2								1	3	4	
公正証書遺言	3	2			2	0			3	0						8	2	10	
法定後見開始申立	3	2			4	4		1	1	3(1)			1	0		9	10(1)	19(1)	
任意後見契約の締結	5				4	1			3	1						12	2	14	
財産管理等契約の締結	6				4	1			3	1						13	2	15	
任意後見監督人選任申立	1					0										1	0	1	
相続、表示等登記						0	6	0								6	0	6	
遺言執行者		28			3	20		2		8						3	58	61	
死後処理	1	20				13				6						1	39	40	
その他(講演等)	2	1			3	2	4	6	4	3						13	12	25	
合計	21	53	0	0	0	0	21	42	10	11	14	22(1)	0	0	1	0	67	128(1)	195(1)

	就任		未就任		既済		未済		既済		未済		既済		未済		既済		未済		計
	就任	未就任	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済			
法定後見人受任	25(11)		6(5)				46(16)		6(1)			5(1)				3		91(34)	0	91(34)	
法定後見監督人受任												1				1		2	0	2	
任意後見人受任	1	29(2)					3(1)	11	2			6				1		6(3)	47(2)	53(3)	
任意後見監督人受任	1(1)						5(2)											6(3)	0	6(3)	
財産管理等受任	2(1)	23(2)					3(1)	7				5				1		6(2)	35(2)	41(4)	
その他	6(1)	1	3(3)				5(2)		3(1)			1						18(7)	1	19(7)	
合計	35(14)	53(4)	9(4)	0	0	0	62(22)	18	11(2)	0	7(1)	11	0	0	5	1	129(47)	83(4)	212(51)		

※数字は中途死亡、任意終了等により年度途中で終了したもの、<内書き>

相談事業

今年度から、熊本地区と玉名地区で「成年後見無料相談会」を開催しております。

熊本市中央区上林町法人事務所、常時無料相談を受け付けています。各地区ごとに、以下のように開催しています。

【熊本地区】

（開催日）原則毎月第四水曜日、午前10時～午後3時

（相談会場）

ウエル・パルクまもと
◇土森理事長、森山理事、事件受託拡大チームの専門家が相談を受けます、又、熊日タウンパケット、チラシ、新聞各社の短信欄等で広報しています。

【玉名地区】

（開催日）原則奇数月の第二水曜日、午前10時～午後3時

（相談会場）

玉名市文化センター
◇土森理事長ほか事件受託拡大チームメンバーが相談を受けています。また、玉名市広報、チラシ等で広報



しています。

賛助会員募集

①賛助会員の要件

安心サポートの設立の趣旨に賛同し、かつ、賛助会員としての義務を果たすことにより、この法人を支援しようとする方なら誰でも、安心サポートの賛助会員になることができます。

②入会手続き

入会希望者が入会申込書を理事長に提出します。理事長は、この申込みを理事会に付議し、その承認を得ることができたとき、入会となります。

③会費

・団体 一口 金一万円、何口でも可
・個人一人につき 金五千円



県下で二番手となる玉名市 市民後見人養成研修が修了

平成二十四年五月一日、九州看護福祉大学の柿本特任教授が突然一人で当法人の事務所を訪ねられました。用件は、「厚生労働省の「市民後見人育成事業」による市民後見人育成研修を玉名市から受託して大学で実施しようと思うので協力をよろしく、というものでした。

柿本特任教授は、多分東京大学で開催された二回の市民後見人全国大会等での安心サポートネット福岡の森山理事長の評判等を聞いて当法人を訪ねられたものと思いい、二つ返事で協力を約束したところです。そのため、九州看護福祉大学市民後見人養成講座プロジェクトチームのメンバーに入り、研修計画作成の段階から当該研修事業に参画させていただきました。

養成講座は平成二十四年十一月四日から平成二十五年二月二十三日までの四ヶ月間、毎週土曜日に開催され、時間は約六〇時間という

長丁場の研修でした。安心サ

ポートネットグループでは、九州看護福祉大学からの要請を受けて講師派遣も行い、福岡本部から森山理事長、原田正会員、安心サポートネット熊本からは土森理事長、種子田・猿渡・村上・多田隈・松田の各理事が講師として派遣されました。

また、受講生として、当法人の正会員である玉名市在住の岩瀬会員と武澤会員が受講され、お二人とも無欠席で修了証を授与されたところです。

玉名地域は、平成二十三年に当法人として初めての地域後見推進の拠点となる「玉名地域後見実務研究会」が設立されたことでもあり、今後、同地域での成年後見制度の更なる活性化が進むことを期待しています。

平成二十四年九月十五日、心待ちにしていた安心サポートネット福岡・熊本の親睦会が福岡安心サポートネット「歩こう会」の先行で実現した。福岡から二十一名、熊本からは十五名の会員が参加。当日は晴天の下、車に分乗して太宰府の九州国立博物館に到着、安心サポートネット福岡と熊本の会員が合流した。現地では福岡の古川隆雄リーダーの引率を受けながら、それぞれがグループに分れて国宝や重要文化財など、歴史的収蔵品の文化財を興味深く見学することが出来た。その後、福岡の森山理事長のご自宅を大勢で訪問し、庭園で「バークュー・舞踊会」の第二幕が開かれた。



安心サポートネット福岡・熊本の合同親睦会の開催

前半は新鮮な海山の幸を、腹一杯頂きながらの語らい、後半はお座敷に移動し、福岡の南武文会員のあてやかな日本舞踊・熊本の家人正樹監事夫妻の見事な日本舞踊を堪能させて頂いた、拍手喝采の鑑賞会であった。

今回は、福岡の「歩こう会」の皆さんに大変温かいお持て成しを受け、感謝感激。安心サポートネット福岡「歩こう会」に、心からの感謝とこれからのエールを送ります。大勢の会員が、安心サポートネットグループの強い絆と、会員同士の親しみを感じながら、福岡の森山彰理事長・熊本の土森武典理事長とも楽しい一日を共有することができたことは、会員それぞれが「安心サポートネット文化」の存在を実感した有意義な機会となつた。



くまもとわくわく基金について

熊本市では、これからのまちづくりの一翼を担うNPOやボランティア団体等が行う

市民公益活動を応援するための資金支援の仕組みとして、平成二十四年度に「くまもと・わくわく基金（熊本市市民公益活動支援基金）」を創設されましたが、この基金の愛称の名付け親は何と当法人でございます。名付け親として、今後円滑に基金造成が進み、所期の目的が達成されることを祈念したいと思います。

この基金を活用して、熊本市では市民が行う公益活動に対する助成制度が平成二十四年度からスタートされましたが、初年度である今年度において、当法人の「成年後見無料相談会」に係る広報経費をはじめ関係経費について助成の対象として採択されていたことが出来ました。この貴重な浄財を原資とした助成金につきましては、成年後見制度の活性化のために有効に使わせていただきます。



広場によせて

「市民後見人」の

養成開始に思う

熊本学園大学教授 博士

豊田 謙 二



二〇一二年の冬、ドイツのデュッセルドルフ市、プロ

テスタント教会系の福祉団体「デアアコニー」本部を訪ねた。私はこの十五年ほど、ドイツの介護保険・認知症ケアに関する調査研究を続けていますが、その調査の一環としてドイツの「世話法」に関するインタビューが目的でした。世話法は、日本では「成年後見制度」（二〇〇〇年実施）として整備されているものに類似します。

そのインタビューのなかでも印象的な発言がありました。以下のような回答をしたのは世話法に詳しい法律家です。「世話人はまず家族から、それができなければボランティア世話人、次いで専門職、とくにソーシャルワーカーが選任されます。」

ただし、この「家族」という点については留意が必要で、日本では後見人がまず家族から選任されますので、あってその差異を申し上げます。世話人を推薦するのは被世話人なのです。被世話人が推薦できない身体状況であれば、世話裁判所が選任します。家族から選任する、というのは「無視」しないという程度の話なのです。

さて、周知のように、二〇一二年四月一日に「老人福祉法」の第三十二条の二が新設されました。その内容は、市町村が「後見等」の業務を適正に行うために、その「人材の育成及び活用を図る」ことにあり、研修等の実施に努力すべし、というものです。つまり、「市民後見人」の養成とその家庭裁判所への推薦に関するものです。市民後見人の養成を開始する社会的背景としては、人口構造の推移に基づくもので、具体的には単身世帯の増加と認知症の人の増加にあります。つまり、金銭管理や身上監護に關して家族の世話が期待できなくなり、今後は後見人の需要が増すという予測です。

日本の市民後見人は、ドイツでのボランティア世話人に類似します。市民後見人の養成主体は市町村でありますが、ボランティア世話人の養成と支援は民間非営利の世話協会です。ドイツの世話制度の利用者は日本の後見制度の十倍と言われています。需要増を見越した市民後見人の養成ではありますが、この制度の利用がこれまで伸びない理由はどこにあるのでしょうか。設問のしかたを変えてみましょう。この成年後見制度の意義はどの点にあるのでしょうか。

『Q & A 成年後見制度解説』（三省堂）によりますと、「心身に障害のある人が普通の生活を営んでゆくには援助が必要です。この援助を提供するための制度を一般に成年後見制度と呼ぶ」のです。その「普通の生活」はノーマライゼーションと表現されますが、その生活を支えるのが「自己決定」と言われます。それは、「決定」を自己の力で、もしくは「決定に参加」することを意味します。その「決定する」ということに日本では重要な課題があ

る、と私は思います。

決定する、には主語の「わたし」が必要です。とくに、他者に向けて「わたしは」と表現しなければ、自分で何かを決定することになりません。日本においては、会話で「わたしは」と主語を語りますでしょうか。英語では「I」、ドイツ語では「Ich」（イツヒ）、この一人称なしには言葉が成立しません。しかも、日本語には、わたし・わたくし・あたし・俺・僕、最近の若者は自分、とも言います。一人称は、使おうとしても、他者との関係が定まらないと決まらぬのです。つまり、肝腎の主格が不安定なので、自己を主張し意思を貫くのに強い力を要します。確認しましょう。後見とは、個々人の意思を支え実現するはずのもので、市民後見人であってもそのコンセプトは重要です。

「成年」でありながら、対人や対世界での行為能力に支障をきたすとき、社会的支援としての「後見」が必要とされます。その後見はドイツ的な「世話」ではなく、被後見人の「意思」を引き出すこ

とにある、と私は思います。一人ひとりの意思を決定につなげていくことが、個々人のQOLの改善であり、社会関係の形成であると思えるのです。

成年後見実務研究

フォーラムの活躍

正会員 土森武典

本研究会は、後見マインドの涵養と問題解決能力の研鑽を目指して、原則毎月第四土曜日を定例日と定め、熊本市の「ウエルパルクまも」との研修室を中心に二時間開催しています。

平成二十四年度は、会員である宮田弁護士に二回、樋口公証人に一回講師をお務めいただきましたが、残余の月におきましては、今年度の当法人の重点目標の一つである「市民後見人の指導監督ができる人材の育成」の実現のため、安心サポートネット福岡の森山理事長が執筆中の「後見実務と指導監督システム指針」の修得に重点を置いた内容のものとしていきます。

できるだけ多くの会員が早くこのシステム指針を完

全にマスターし、もって当法人の後見事務に係る処理能力の飛躍的な向上に結び付けたいものです。

死後事務処理研究

チームの活動

正会員 家入正樹
想定外とは言えない

「当法人設立当初から「死後の事務」はいかにあるべきか継続して研究してきたが、本年度はこれが成果を踏まえ、当法人受託の十五件について不意に事務が発生した場合にどのような手順、方法で実行していくべきか予め検討した準備案を作成し、円滑かつ迅速に処理するための体制づくりを含めて調査研究を行うことにした。十二月現在「死後事務ワークショップ」を完成させるとともに、自葬を主とした葬祭業の情報収集に努めている。

今後、パターン毎の研究、市場調査を実施し「死後事務手順表」の具体化を図りたいと考えている。特に、死後事務委任契約のある事案については、任意後見開始前の担当者の明示等により委任契

約内容の具体化を図り、委任契約が風化しない処置が必要ではないかと考える。今後、個別の事案毎後見人を含めた具体的検討を進めた体制作りを考えていきたい。

受託案件の中でも自然葬（樹木葬、散骨）の希望もあり、これが対応への情報収集を具体的に進めたいと考えている。

いずれにしても、委任者（被後見人）の希望する各人毎の「終活」を十分に補佐できる準備に万全を期する体制が重要と考える。

そんな急に!!と委任契約を開いても間に合わない、事前の準備を万全に!!

ホームページ等による

啓発宣伝の役割

正会員 岩瀬清治

昨年（二十四年）の十月、森山理事長より福岡と熊本合同ホームページの基本方針が示されました。

合同ホームページ目的の一つは、①安心サポートネットグループがそれぞれ有しているホームページを統合する方向で、新たに当グループ

のホームページを作成し、それぞれの啓発宣伝能力を充実するとともに、各事業分野の情報発信力を強化する。

二つは、②前項の目的を達成するに当たっては、原則として現在のホームページ作成の考え方（当法人リーフレットの肩代わり機能）を継承するものとする。

その作業リーダーに熊本の色見高司会員、副リーダーに福岡の原田隆行会員、熊本の岩瀬清治会員が担当することになりました。

現在はホームページ作成上の基準に従い順次作成中です、二月末には現在まで作成したページを公開して、皆様の意見を取り入れて更新し、会員の皆様のコミュニケーションツールとして運用いたします。皆で安心サポートネットグループのホームページを立派なものに作り上げていきましょう。宜しくお願いいたします。

会員報告

後身の現場から

「Aさんとの面談」

正会員 猿渡 純雄

市民後見人として活動を始めて、二年十ヶ月が過ぎた。月二回のAさんとの面談が私の後見事務のベースである。「Aさん、こんにちは！猿渡です。元気でしたか。」で面談は始まり、「また来ます。元気でしたか。」「そして、Aさんの「ありがとう」ございました。」で大体終わる。面談では最初に、身体で痛いところはないか、食欲はあるか等を聞く。その他、家族に関する話をよくする。昔の話はAさんの反応が良く、少し話が弾み、表情も明るくなるような気がする。Aさんの言葉は不明瞭なので、じっくりと聞くようにし、また、ゆつくりと、はつきりと、少し大きな声で、話をするように心掛けていく。天気の良いときは、施設周辺を散歩しながら話をすることもある。

面談は、身上把握の機能を持つており、後見事務処理の出発点であり、また、本人が精神的に不安定な状況にあるとき、不安等を取り除くという点では適切な措置という面を持ち、本人との信頼関係の醸成には不可欠であると、システム指針に書いてある。

「私の後見活動」

正会員 松田 留美子

被後見人のBさんは、進行性の難病で、病院スタッフの手厚い看護を受けながら、十年余の長期療養生活をされていきます。

私が担当してからは、現在の状況を把握し、必要なことは何か、本人の残存能力を活かして楽しみながら、生きる力を模索しています。

昨年は度々の肺炎発症で、口腔や肺機能の衰えを心配。肺炎の予防になればと、歯科衛生士さんに依頼して、週一回の口腔ケア、口腔清掃と共に、口内や顔面の丁寧なマッサージを受けられて、気持ち良さそうでしたので、救われたような感じでした。

後見人の職務は、身上監護と財産管理の事務的な仕事です。しかし、現場で必要なことと、要求されることは、家族としての役割的な行為が少なくありません。例えば、病院や病棟自治会行事への付き添い、身の周りの品の買

物、ベッド周りやロッカーの整理整頓、古着などの処分等。更には持ち家があるので、その管理に毎月実家に行き、窓を開けて空気の入れ替え、変わったことはいかどと点検。実家では、Bさんを喪主として毎月の命日法事に叔母さん達が集っています。仏事の経費は本人の留守宅となり、原則として支出できませんが、家庭裁判所にはその旨を説明して了解していただいています。

基本は、本人の意思・立場を尊重し、善良な管理者の注意をもって対処することで。後見人にしか把握できない本人の日常的状況から身の周りの品の買物や病棟行事への参加、容態の急変した時など、直接的な対応が必要となります。

Bさんの場合は、経済的虐待への調査・確認が、弁護士からなされて、本人を守って支援していくために、幾多の交渉や事務手続きが必要でした。弁護士との複数後見人体制は、本人の資産の確保、債権の取立てなどの問題解決に重要な要件でしたが、それらの問題は、おかげで最善の方法で解決されつつあります。

私が後見人として慣れない業務を継続してこれたのは、安心サポートネットワークの何人もの方々とのチームワーク、連携プレーのおかげだったと考えます。例えば、何か問題が起きた時、判断に迷った時、家庭裁判所に書類を提出する時など、必ずチームに相談・確認をしてから対応しています。時には理事長から直々に、的確で厳しい専門的指導が受けられます。

成年後見人の立場は、決して容易で気楽な業務ではなく、緊張も伴いながら家族の協力もあつての活動ですが、人間性を大事にして人権を保護していくという、貴重な社会福祉の一翼を担っていると考えます。本人への後見業務は、家族のように愛情をもって支えながら、人生の伴走者として寄り添って、継続的に見守っていかれたらと願っています。そして、現在可能な最良の療養治療が受けられるよう、医学の更なる発展に期待しています。

私が成年後見人として当法人より職務担当者として辞令を受けてから一年六ヶ月を経過しましたので、一通りの後見業務を経験しての思いを皆様にお伝えします。当初の辞令交付から始まり、後見人としての教育を森山理事長、土森理事長、猿渡理事から受けることからのスタートでした。最初の難関は、管理の基本方針の策定でした。特に身上監護の策定ではどう表現して良いのか解らず、猿渡理事には多大なる迷惑をお掛けし森山理事長の精査のもと、やっとの思いで完成させ、家裁へ提出できた時にはとても嬉しかったことを思い出します。一人では出来ませんが、組織に所属していれば難問題でも解決してもらえらることを実感した次第です。

次は、本人との面会です、後見開始の申立てを行った本人の兄、職務担当者である私、それに介護施設の管理責任者を含めた四人で面談、今後の後見の方針を確認し合いましたが、本人がとても不安そうな表情で見つめていたのが印象的でした。後見初期の段階での失敗は、本人との面会時間が長くなった為、本人が興奮しすぎて痙攣を起こしたことです。長ければいいと思っていたことが、「長くても三〇分以内が面談時間ですよ」と諭され、大いに反省させられた出来事でした。

「私の後見活動」

正会員 岩瀬清治

私が後見活動で心掛けていたことは、当法人のある理識です、何も恐れることはありませんよ、と諭された時に、肩の力が抜けた事を糧として今後も後見活動に頑張る所存です。

私が後見活動で心掛けていたことは、当法人のある理識です、何も恐れることはありませんよ、と諭された時に、肩の力が抜けた事を糧として今後も後見活動に頑張る所存です。

寄付者紹介 (敬称略) 平成3年5月〜平成5年1月

- 熊本市 荒木 綱子 壹百一萬五千元
筑紫野市 森山 彰 二十九万円
熊本市 猿渡 純雄 八万円
大津町 匿名 千五百円

Table with 2 columns: Donor Name and Amount. Includes entries for 熊本市 (松尾 ハツコ 二万円), 熊本市 (村上 泰幸 二万四千五百三十七円), 熊本市 (土森 武典 八万円), 天草市 (樋口健児 五千元), 熊本市 (渡邊 京子 五十万円), 熊本市 (お互い様ネットワーク熊本 (代表 色見 高司) 十万円), 玉名市 (匿名 一万五千元), 玉東町 (佐竹 不二子 二万円), 熊本市 (松田 留美子 六万円), 熊本市 (匿名 三千元), 合計 二百二十一万三千五百八十七円

